

4日監第113号
令和4年12月27日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 萩野 勝

定期監査の結果について (提出)

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施した
ので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉部 介護福祉課

第3 監査の期間

対象期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

実施期間 令和4年9月26日から令和4年11月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① 行政運営の一層の効率化を図るため、事務作業のIT化について、引き続き研究し、できるものから進められたい。
- ② 軽度生活援助事業委託について、仕様書には複数人で作業に従事すること及び対応する料金をわかりやすく表記するよう見直されたい。
- ③ 給付費等のシステム改修を行う時は、プログラムのミスを防ぐための検証方法を考えられたい。

[意見]

- ① 福祉サービス事業所等へ監査する際は、給付費の不正受給を未然に防ぐための方法を確立されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉部 市民課

第3 監査の期間

対象期間 令和4年4月1日から令和4年8月31日まで

実施期間 令和4年9月26日から令和4年11月25日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。